

## 高等学校の多様化

### ①進学率上昇に伴う生徒の多様化

- ・義務教育ではないものの国民的な教育機関となっている高等学校で学ぶ生徒は、高等教育を受ける基礎として必要な教育を求める者、就職等に必要な専門教育を希望する者、義務教育段階での学習内容の確実な定着を必要とする者など様々。
- ・PISA 調査では、国際的に比較して、日本の高校生の成績は上位グループに位置しているが、高等学校における学習等に対して興味関心がある高校生の割合は低いことが明らかになっている。

### ②高等学校制度の多様化

- ・生徒の多様な興味・関心や進路等に応じることができるよう、単位制を前提に、普通科、専門学科及び総合学科の各学科や全日制・定時制・通信制の各課程を設け多様な内容を様々な方法で学ぶことができる仕組み。
- ・平成3年以降、単位制高校や総合学科・中高一貫校・学校外学修の単位認定制度等、様々な制度を導入。

### ③学習指導要領の大綱化

- ・学習指導要領においても、高い共通性を担保している小・中学校とは異なり、すべての生徒に共通に学ばせる教育内容については、必要最小限の必履修教科・科目を定めるにとどめられている。
- ・学校週5日制の導入や総合学習の実施等に伴い、平成11年改訂により卒業までに修得すべき単位数を減じる（80単位→74単位）とともに、必履修教科・科目の単位数を削減し（必履修教科・科目38単位→31単位（普通科））、選択教科・科目の割合を高めるといった弾力化が図られている。
- ・平成25年入学生より完全実施される新高等学校学習指導要領においてもこの方向性は継続されており、設置者や学校が、それぞれの高等学校の生徒の実態を十分に把握し、生徒の将来の職業や生活を見通して社会において自立的に生きるために必要な力を確実にほぐくむことが可能となるよう、「共通性を維持しつつも一定の弾力性を確保する」という共通性と多様性のバランスの中で生徒の多様化に対応してきている。

# 高等学校教育改革の流れ

高等学校への進学率が上昇する中、多様化した生徒の実態に対応し、生徒の個性を最大限に伸ばすためには、特色ある学校づくりを行うとともに、個に応じた教育の充実を図ることが重要であるため、高等学校教育の多様化を推進する様々な制度改革を行ってきた。

## 中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（平成3年4月）

大衆化した高等学校には、能力・適性、進路、興味・関心等の極めて多様な生徒が入学している。したがって、その教育の水準や内容については一律に固定的に考えるべきものではなく、**生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施することが必要**となってきた。また、生徒一人一人に対して、自分の興味・関心や進路などに基づく主体的な学習を促し、それぞれの個性を最大限に伸ばさせるための選択の幅の広い教育を推進していくことが大切である。



総合学科の導入、単位制高等学校の全日制への拡大、  
学校間連携、学校外学修の単位認定の導入

## 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成9年6月）

個人の多様な選択を認める豊かな成熟社会にあっては、教育においても、**子どもたち自身、あるいはその保護者が、主体的に選択する範囲を拡大していくことが必要**となる。

今後は、これまでの教育において支配的であった、あらゆることについて「全員一斉かつ平等に」という発想を「それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組みを」という考え方に転換し、取組を進めていく必要がある。



中高一貫教育制度の導入、学校外学修の単位認定の拡大

1

## 中央教育審議会（平成3年4月）

### 「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について(答申)」における考え方

#### 第1部 改革の背景と視点

#### 第3章 改革の視点

#### (1) 高校教育改革の視点

##### ア 量的拡大から質的充実へ

高校教育は、これまでの量的拡大への対応から、個々の生徒の特性にきめ細かく対応することができるよう、教育条件の充実も含め、その質的充実を目指すことが大切である。

##### イ 形式的平等から実質的平等へ

これまでの高校教育は、能力・適性等の多様な生徒に対しても形式的に平等に対応し、教育内容、指導方法等の面でとかく画一的なものとなりがちであった。今後は、生徒の個性に応じた実質的平等を目指していくことが大切であり、このためには、生徒がそれぞれの個性に応じて学校・学科や教育内容等について多様な選択ができるシステムにすることが重要である。

##### ウ 偏差値偏重から個性尊重・人間性重視へ

高校教育の改革を進めるためには、受験競争を緩和することが不可欠であり、このためには、入学者選抜において評価尺度の多元化・複数化を図るなどの諸方策を講じていくことが必要である。これにより、偏差値偏重や受験競争による心的抑圧から生徒を解放して、それぞれの個性を尊重し、人間性を重視する教育を目指すことが大切である。

2

## 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(答申)の概要

### 1 一人一人の能力・適性に応じた教育の在り方

「ゆとり」の中で子どもたちに「生きる力」をはぐくむことを理念としつつ、形式的な平等の重視から個性の尊重への転換を目指す。

### 2 大学・高等学校の入学選抜の改善

過度の受験競争の緩和を図る観点から、大学・高等学校の入学選抜について、選抜方法・尺度の多様化を推進するなど、具体的かつ実行可能な最大限の改善策を提言

- (1) 大学入学選抜の改善(小論文、面接等の活用やボランティアなど様々な活動経験の評価等)
- (2) 高等学校入学選抜の改善(学力試験の実施教科の多様化や推薦入学の推進等)
- (3) 学(校)歴偏重社会の問題(企業の学校名にこだわらない採用の推進、国民の横並び意識等の改革)

### 3 中高一貫教育

子どもたちの個性を「ゆとり」ある教育の中で育むことを目指すとともに、学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育を選択的に導入。中高一貫校では、例えば、体験学習、地域に関する学習、国際化や情報化に対応する教育、環境に関する学習、伝統文化等の継承のための教育、じっくり学びたい子どもたちの希望に応える教育などを軸に据えた特色ある教育の展開を期待。

### 4 教育上の例外措置

稀有な才能を持った子どもたちのための教育上の例外措置として、大学入学年齢の特例を設け、学校制度の弾力化を図ることや、同時に、学習の進度の遅い子どもたちに対して十分な配慮を行うことについて提言

### 5 高齢社会に対応する教育の在り方

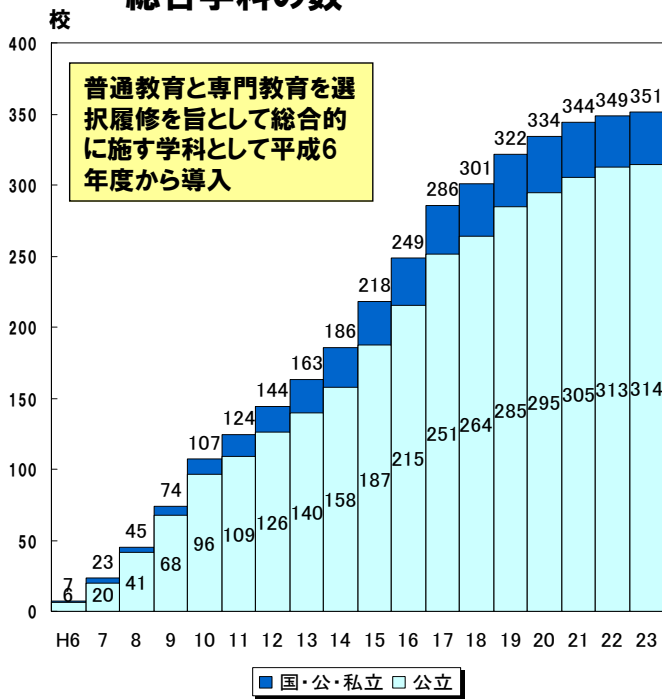
置高齢社会に対応し、学校・家庭・地域社会における教育の充実を図り、子どもたちに豊かな人間性をはぐくむとともに、子どもたちが高齢者と触れ合い、高齢者から学んでいくことの大切さを提言

## 近年の主な制度改革

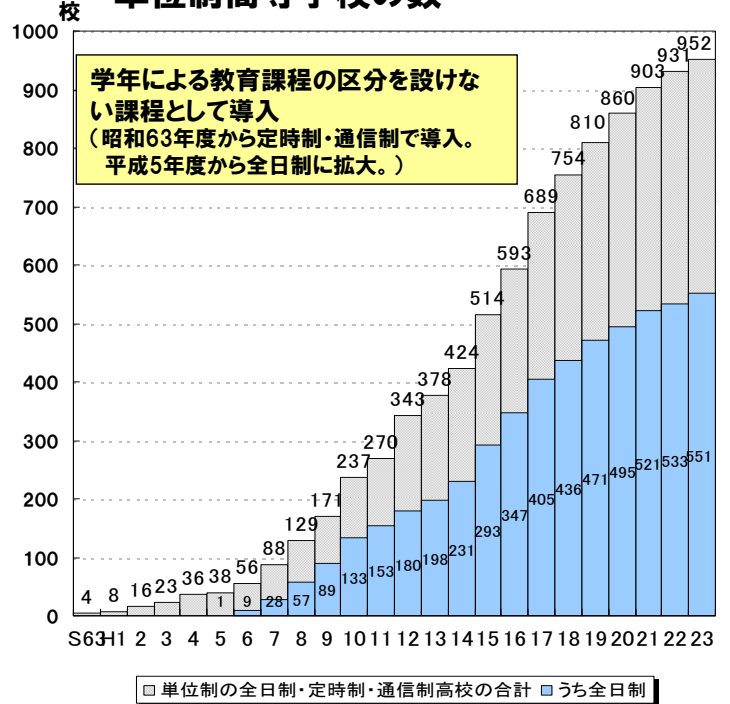
昭和63年	<b>単位制高等学校</b> の導入（定時制・通信制）
平成元年	定時制・通信制の修業年限の弾力化（4年以上→3年以上）
5年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校間連携、 <b>学校外学修の単位認定</b> の導入
6年	<b>総合学科</b> （普通教育・専門教育の選択履修を総合的に行う学科）の導入
10年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大
11年	<b>中高一貫教育制度</b> の導入
17年	学校外学修等の認定可能単位数の拡大（20→36単位）
22年	外国の高等学校における履修に関する認定可能単位数の拡大 （30単位→36単位）

# 総合学科・単位制高等学校数 [推移]

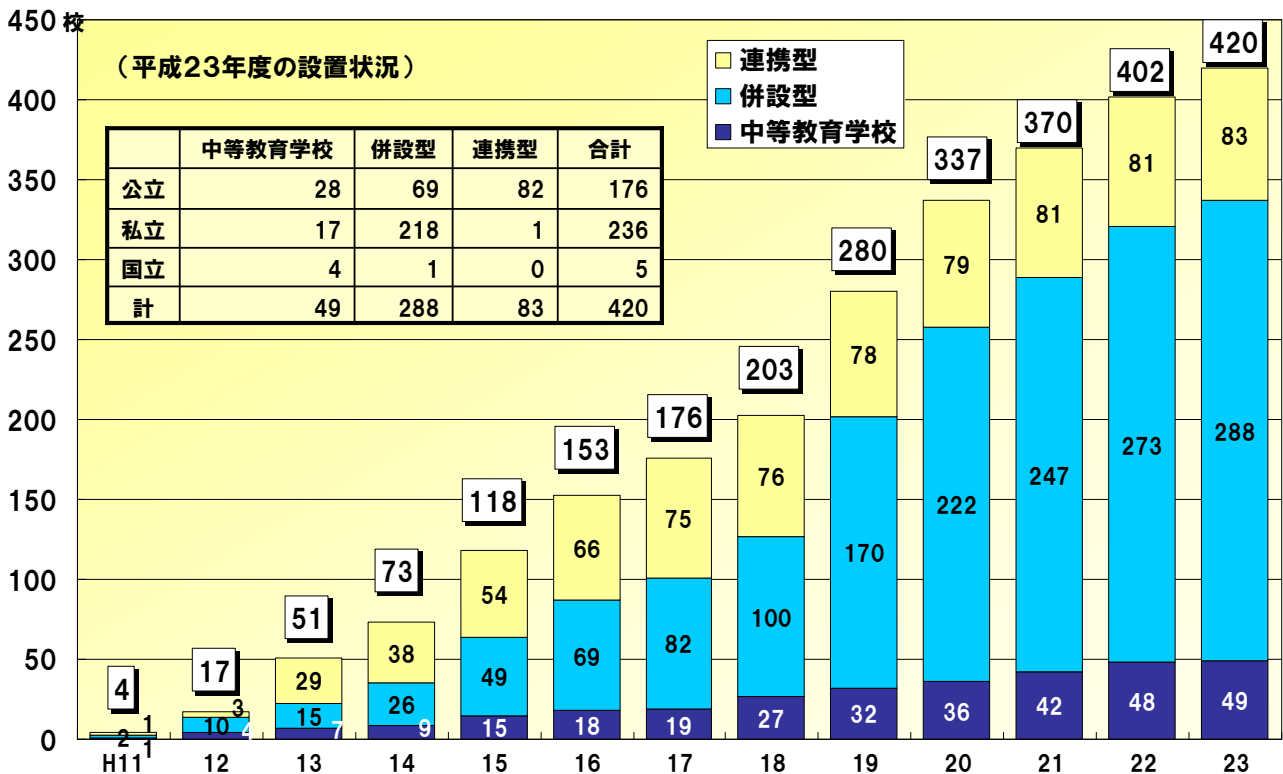
## 総合学科の数



## 単位制高等学校の数



# 中高一貫教育校数 [推移]



各都道府県における高校教育改革の取組

<平成23年4月1日現在>

		普通科		専門学科						総合学科		総合選択制導入(※3)	中高一貫教育校(複数校設置:◎)
		総合学科へ転換	拠点校化(※1)	理数科を置く学校数	国際関係学科を置く学校数	福祉学科を置く学校数	情報学科を置く学校数	その他専門教育を施す学科を置く学校数(※2)	専攻科の設置	複数校設置:◎			
1	北海道	○		6		1		1	○	◎	○	◎	
2	青森	○		2					○	◎	○	◎	
3	岩手	○		4					○	◎	○	◎	
4	宮城	○		3					○	◎		◎	
5	秋田	○		6	1	1	1		○	◎	○	◎	
6	山形	○		3					○	◎	○	◎	
7	福島	○		4	3				○	◎		◎	
8	茨城	○		1	2	1			○	◎	○	◎	
9	栃木	○	○	1		3				◎	○	◎	
10	群馬	○		3	2	1	1			◎	○	◎	
11	埼玉	○		4	1	1		3	○	◎	○	◎	
12	千葉	○		8	4	1	2		○	◎	○	◎	
13	東京	○			2	1	1	2	○	◎	○	◎	
14	神奈川	○		3	2	3		5	○	◎		◎	
15	新潟	○		4	2	1		1		◎		◎	
16	富山	○		5	3	2			○	◎	○		
17	石川	○		3		1		2	○	◎		◎	
18	福井	○		3	2	1			○	◎	○	◎	
19	山梨	○		7	1				○	◎		○	
20	長野	○		7	4					◎			
21	岐阜	○		7		3	2		○	◎		◎	
22	静岡	○		11	3	3		1	○	◎	○	◎	
23	愛知	○			1	4			○	◎	○	◎	
24	三重	○	○	4	2	2	1	1	○	◎	○	◎	
25	滋賀	○		2	2	1				◎	○	◎	
26	京都	○				1	1	13		◎	○	◎	
27	大阪	○		13	19			18		◎	○	◎	
28	兵庫	○		5	5	2		3	○	◎		◎	
29	奈良	○		3	2	1	1			◎		○	
30	和歌山	○		6	3				○	◎		◎	
31	鳥取	○		2		1	2		○	◎	○		
32	島根	○		6					○	◎	○	◎	
33	岡山	○		4	1	1	1	3	○	◎	○	◎	
34	広島	○	○		1	1			○	◎	○	◎	
35	山口	○		6		1			○	◎	○	◎	
36	徳島	○	○	4		1			○	◎	○	◎	
37	香川	○		2		1	2	1	○	◎	○	◎	
38	愛媛	○		3					○	◎		◎	
39	高知	○		1	1				○	◎		◎	
40	福岡	○		6		1	1	2	○	◎	○	◎	
41	佐賀	○		1						◎		◎	
42	長崎	○		5			1			◎		◎	
43	熊本	○		5		4		1	○	◎	○	◎	
44	大分	○		1	1	1				◎	○	◎	
45	宮崎	○		4		3		5		◎		◎	
46	鹿児島	○		2		3		6	○	◎	○	◎	
47	沖縄	○		5	4	2	2	1	○	◎	○	◎	
	計	47	4	185	74	55	19	69	35	47	31	44	

注) ※1「拠点校化」とは、各学科あるいは複数の学科の拠点となる学校の整備を行うことをさす。

※2「その他専門教育を施す学科」とは、高等学校設置基準第六条第二項第十五号に該当するものをいう。

※3「総合選択制」とは、普通科において、多様な自由選択科目やコース等による幅広い選択を可能にしている場合、あるいは、普通科や専門学科において、他学科の開設科目の履修を可能にしている場合をいう。

# 学校外における学修等の単位認定について

- ・各学校の校長は、大学や専修学校等における学習やボランティア活動等の学校外における学習について単位を与えることができる。これらの単位については、学校間連携による単位認定等の単位数と併せて、36単位まで卒業に必要な単位数に加えることが可能となっている。(②～⑤)
- ・この他、海外留学や技能連携、定通併修による単位認定等も可能となっている。

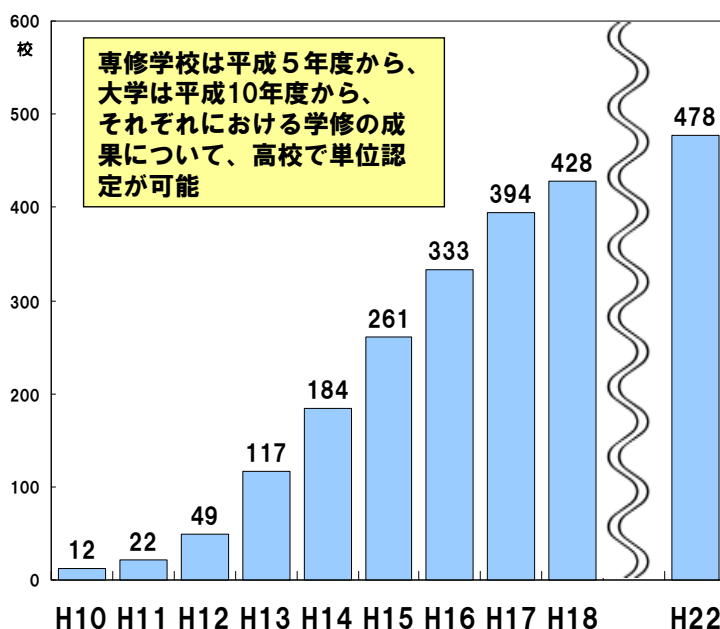
制度の概要	
①海外留学に係る単位認定	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度 (36単位まで)
②学校間連携による単位認定	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校が定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	大学、高等専門学校、専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
④技能審査の成果の単位認定	一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単位認定	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	定時制・通信制課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度 (卒業に必要な単位数の2分の1以内)
⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

8

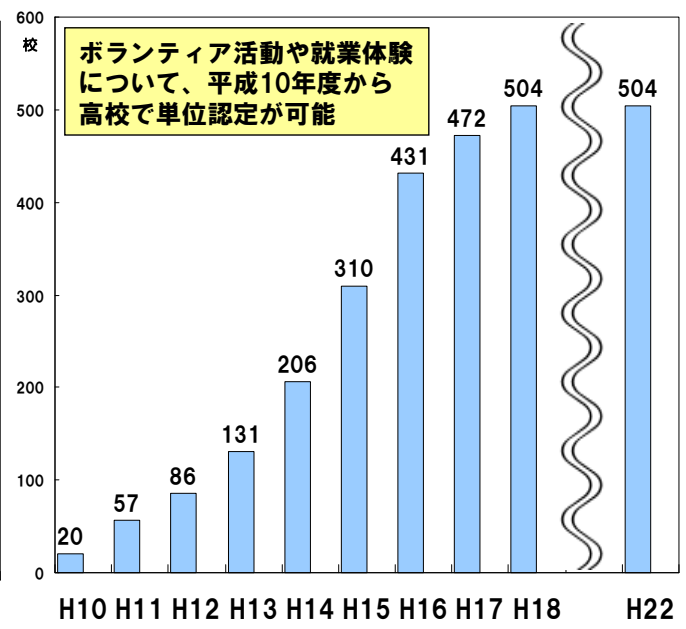
## 高校以外での学修成果を単位認定する学校数[推移]

自校での学習のほかに、生徒の多様な学修の成果を幅広く評価するため導入。実施校も着実に増加。

大学又は専修学校等における学修の単位認定実施学校数



ボランティア活動等に係る学修の単位認定実施学校数



# 教育課程について

## 高等学校学習指導要領における必修修教科・科目等

教科	科目	標準単位数	全ての生徒に履修させる科目	教科	科目	標準単位数	全ての生徒に履修させる科目	教科	科目	標準単位数	全ての生徒に履修させる科目			
国語	国語総合	4	○2単位まで減可	理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目	外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○2単位まで減可			
	国語表現	3			物理基礎	2			コミュニケーション英語Ⅰ	3				
	現代文A	4			物理	4			コミュニケーション英語Ⅱ	4				
	現代文B	2			化学基礎	2			コミュニケーション英語Ⅲ	4				
	古典A	4			化学	2			英語表現Ⅰ	2				
	古典B	4			生物基礎	2			英語表現Ⅱ	4				
地理歴史	世界史A	2	○	保健体育	生物	2	○	家庭	家庭基礎	2	○			
	世界史B	4			保健	2			家庭総合	4				
	日本史A	4			7~8	2			○	生活デザイン		4		
	日本史B	4								情報		社会と情報	2	○
	地理A	2										情報の科学	2	
地理B	4	3~6	○2単位まで減可	総合的な学習の時間		○2単位まで減可								
公民	現代社会			2	農・工・商・水・家・看・情・福・理									
公民	倫理・政治・経済	2	「現代社会」又は「倫理」「政治・経済」	芸術	音楽Ⅰ	2	○	普通科必修						
	数学	数学Ⅰ			3	音楽Ⅱ		2	※( )内は最低合計単位数(専門学科も同様)					
数学	数学Ⅱ	4	○2単位まで減可	音楽Ⅲ	2	○	13~15科目(31単位)							
	数学Ⅲ	5		美術Ⅰ	2		専門学科必修							
	数学A	2		美術Ⅱ	2		13~15科目(31単位)							
	数学B	2		美術Ⅲ	2		専門教科・科目:25単位							
	数学活用	2		工芸Ⅰ	2		(商業学科は外国語5単位、他は専門教科・科目と同様の成果が期待できる場合には、普通教科・科目5単位を含めて可)							
				工芸Ⅱ	2		卒業単位数74単位以上							
				工芸Ⅲ	2		10							
				書道Ⅰ	2									
		書道Ⅱ	2											
		書道Ⅲ	2											

## 卒業に必要となる最低限の単位数 (イメージ)

~共通性~ **45%**

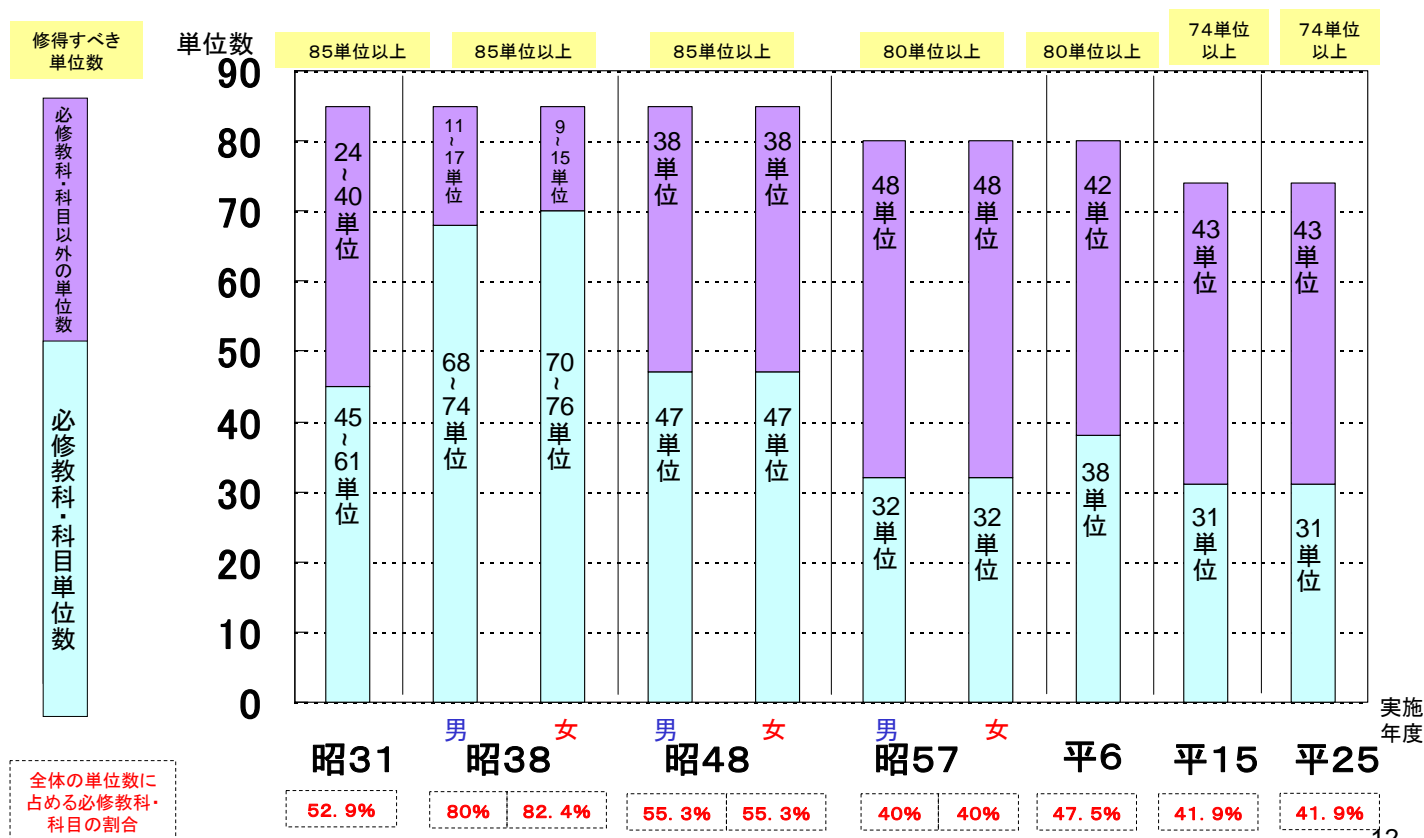
高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅の確保

~多様性~ **55%**

学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大

国語総合②	世界史Ⅱ②	日本史Ⅱ②	現代社会②	数学Ⅰ②	科学と人間生活②	物理基礎②	体育⑦	保健②	音楽Ⅰ②	コミュニケーション英語Ⅰ②	家庭基礎②	社会と情報②	総合的な学習の時間②	(28%)	選択教科・科目	(27%)	学校設定教科・科目⑩
														学校が教科科目の各名称、目標、内容、単位数等を定める。また、20単位までは卒業までに修得させる単位数に含めることができる。			

# 高等学校(普通科)における 卒業までに修得すべき単位数の推移



## 高等学校学習指導要領の改訂のポイント

### ○ 卒業単位数、必修修科目、教育課程編成時の配慮事項等

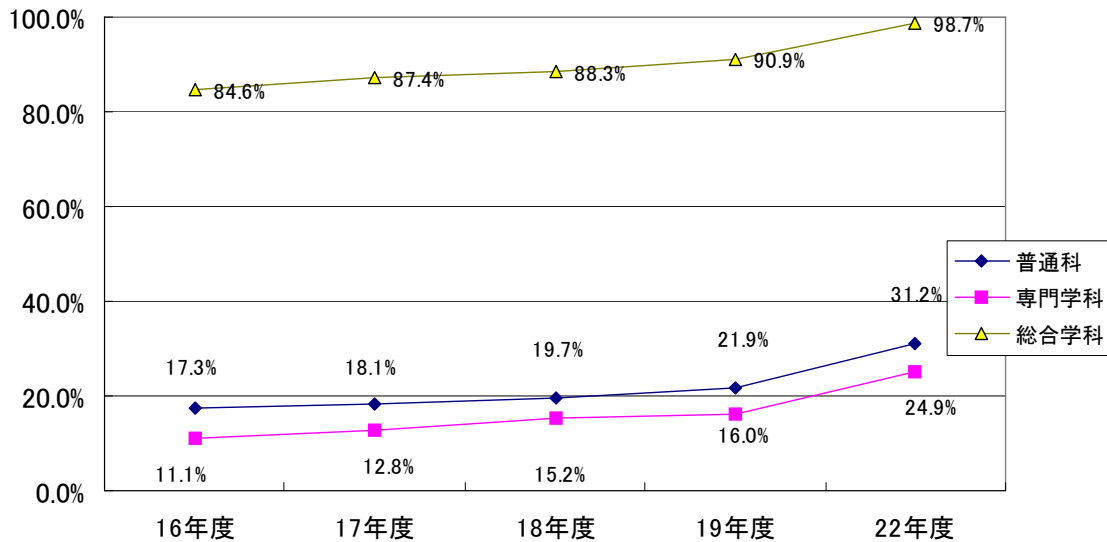
- 卒業までに修得させる単位数は、現行どおり74単位以上
- 共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に共通必修修科目を設定するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上
- 週当たりの授業時数(全日制)は標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化
- 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進



# 学校設定教科の開設状況

(平成22年度入学者)

	学校設定教科を開設している学科
普通科	31.2%
専門学科	24.9%
総合学科	98.7%

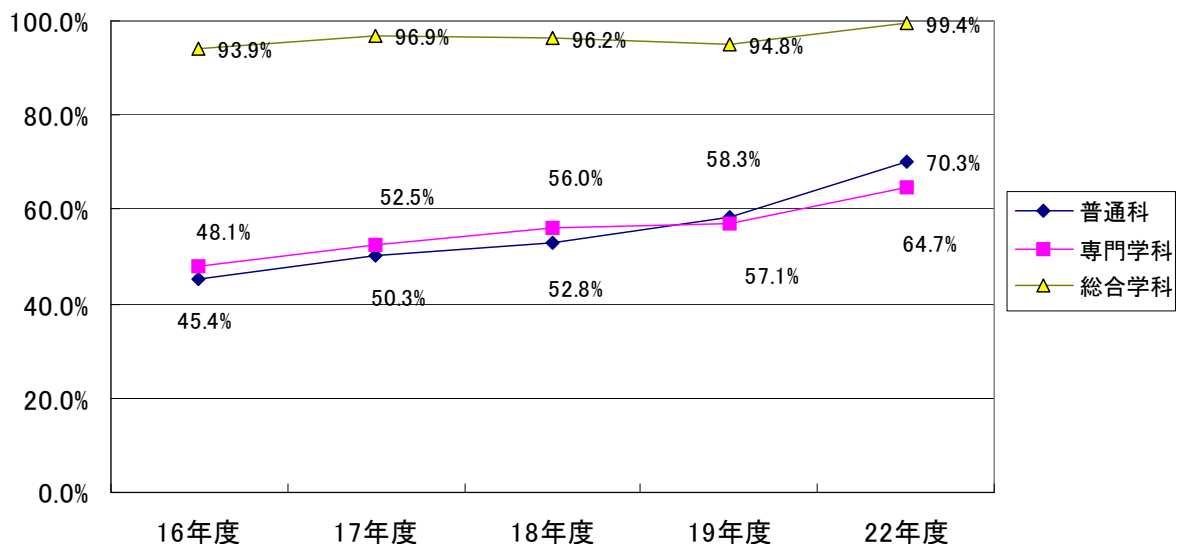


(出典)文部科学省「平成22年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」<sup>14</sup>

# 学校設定科目の開設状況

(平成22年度入学者)

	いずれかの教科で学校設定科目を開設している学科
普通科	70.3%
専門学科	64.7%
総合学科	99.4%



(出典)文部科学省「平成22年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」<sup>15</sup>